

# 生成AI時代の知財実務：弁理士・特許事務所の役割変革と新戦略

## 従来の労働集約型



### 「下書き」はAIへ

従来の文案作成に割いていた工数はAIで内製化・高速化

## パラダイムシフト

## AIガバナンス型



### 「保証」は人間へ

外部専門室(弁理士)の価値は、AI出力の適法性確認や品質保証、難案件の戦略判断へ移行

## リードタイム最大90%の衝撃



## リードタイム90%短の衝撃

MIXIの事例では特許調査や商標区分判定にAIを活用し、大幅な時間短縮を実現。創出した時間を「売めの知財」へと再配分

## 弁理士法第75条と責任の所在

AIによる実質的な明細書作成代行は法外報酬の恐れがあり、生成物の最終責任は常に弁理士が負うことが日本弁理士会によって明示

## 弁理士・特許事務所の「新たな役割」



**AIリスク管理責任者**  
AI利用ポリシーの限定、データ階層設計、インシデント対応など、社内の知財ガバナンス全体を設計する役割

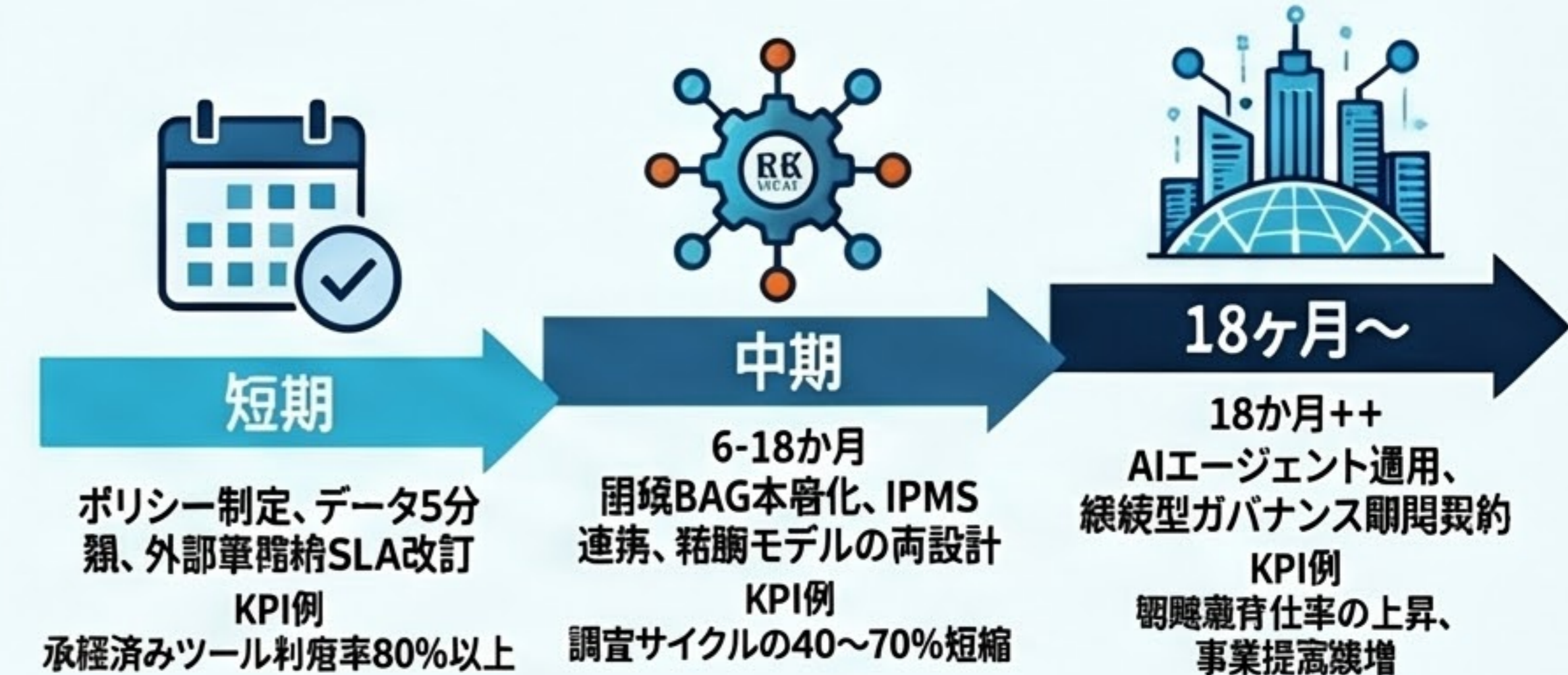


**発明者性・著作権レビュー**  
発明者面談を通じて「人間の専有」を醸出し、疑念化・立証設計を行う高度な専門業務



**戦略的IPランドスケープ**  
AIが作成した棄権を悪に、経営への示唆抽出やFTOの論理検証を行い、棄権決定を支援する共創設計者

## 実務プロセスの再設計ロードマップ



## 法的・倫理的な4つの主要論点

### 発明者性



#### 自然人の寄与の証拠化

日本ではAIを発明者として認めない、AI線業の中から人間が特を識別・修正したかという「創作寄与」の記録が重要

### 営業秘密



#### 社内RAGと外部SaaSの分離

プロンプトに入力した情報が学習に利用されると秘密管理性が否定されるリスクがあるため、情報区分に応じたツールの使い分けが必須

### 著作権



#### RAG利用と権利侵害の境界

学習段階の利用は原則違法だが、特許作成の業務を適法に利用できる生成物の利用は侵害となる可能性があり、出力管理が求められる

### 説明責任

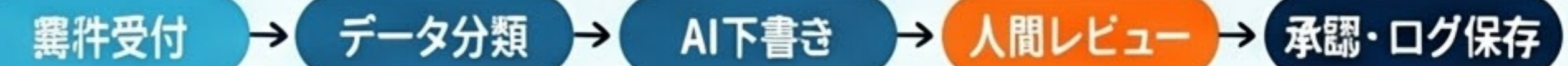


#### 監査ログと透明性の確保

AI事業者ガイドラインに基づき、モデル名、プロンプト、参照文書、レビュー履歴を保存し、判断プロセスのトレーサビリティを確保



## 実務フロー



## 実装のためのチェックリスト(フェーズ別)

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 出事前   | <input checked="" type="checkbox"/> 審査対応  | <input checked="" type="checkbox"/> 契約・保争  |
| <input type="checkbox"/> 寄与の記録とツール確認<br>誰がどの書を適則・修正したかの履歴を保存し、利用ツールが学習利用しない契約条件かを確認する | <input type="checkbox"/> 視覚の適法確認<br>AIが生成した利用・利用が実在するか、修正前の利用が発注を警告業務に適合しているかを必ず人間が確認する | <input type="checkbox"/> 証拠の真正性確保<br>AI権利取得と法的責任の境界を明示し、モデルの進捗や発行日時を含めた証拠保管方針を確定する |